

# 後期高齢者医療のお知らせ



後期高齢者医療の通知や変更点などについてお知らせします。

問 市民課国保年金係 ☎ 0263⑤0772

令和4年10月1日から

一定以上の所得がある人の医療費窓口負担割合が変わります

令和4年度以降、団塊世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれます。現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくため、医療費の窓口負担割合に、新たに**2割負担**が創設されます。



保険証などは長野県後期高齢者医療広域連合の黄色の封筒でお送りします。

今年は**被保険者全員に2回**保険証を送付します

【1回目】  
7月中旬  
発送

令和4年8月から  
お使いいただく保険証(緑色)

令和4年8月1日から令和4年9月30日までお使いいただく保険証をお送りします。保険証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。  
※令和4年10月1日以降は使えなくなりますので、ご注意ください。



【2回目】  
9月中旬  
発送

令和4年10月から  
お使いいただく保険証(桃色)

令和4年10月1日から令和5年7月31日までお使いいただく保険証をお送りします。保険証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。  
※今まで1割負担だった人のうち一定以上の所得がある人は、2割負担に変更になります。



7月中旬  
発送

令和4年8月1日～令和5年7月31日期限の  
限度額適用認定証などを送付します

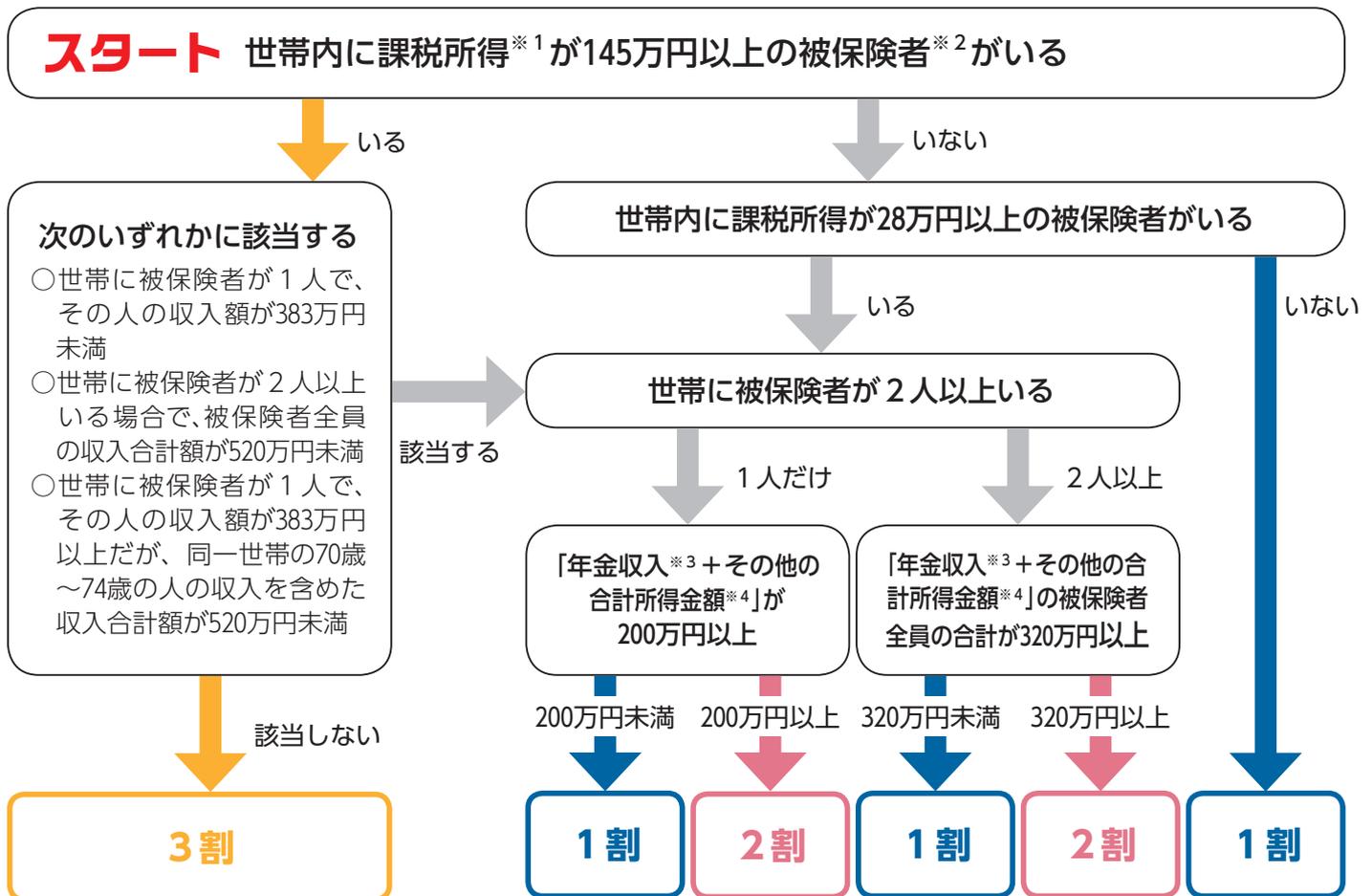
現在、認定証をお持ちの人で引き続き対象になる人には、入院などの際に窓口での支払いが限度額までとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお送りします。認定証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。

※送付は1回のみ、保険証とは別にお送りします。  
※新たに限度額適用認定証などを希望する人はお問い合わせください。



# 令和4年10月1日以降の 窓口負担割合判定 フローチャート

令和3年中の所得などを基に、世帯単位で窓口負担割合を判定します。決定は、令和4年8月下旬以降となりますので、目安としてください。



- ※1 「課税所得」とは、市・県民税納税通知書の「課税標準」の額（令和3年中の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、基礎控除や社会保険料控除などの所得控除を差し引いた後の金額）です。
- ※2 後期高齢者医療の被保険者とは、75歳以上の人（65～74歳で一定の障がいの状態にあり、広域連合から認定を受けた人を含む）
- ※3 「年金収入」には、遺族年金や障害年金を含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことでです。

## 7月上旬発送

## 保険料の決定通知書を被保険者ごとに送付します

後期高齢者医療の保険料は、原則として4月～令和5年2月の年金から天引き（特別徴収）で納付していただきます。また、年金からの天引きができないなどの理由により、口座振替や納付書（普通徴収）で納める人は、7月～令和5年3月の9回に分けて納付していただきます。なお、年度内に納付方法が切り替わる場合があります。

年金からの天引き（特別徴収）と口座振替や納付書（普通徴収）の両方でお納めいただく人は、納付方法が2つに分かれるため**通知書が2通届きます**。年間の保険料は、普通徴収の通知に記載されていますのでご確認ください。

※令和4年度から保険料限度額（上限額）が64万円から66万円に変わります。



保険料の決定通知書は、市の緑色の封筒でお送りします。

# 国民健康保険のお知らせ



国民健康保険の通知や変更点などについてお知らせします。

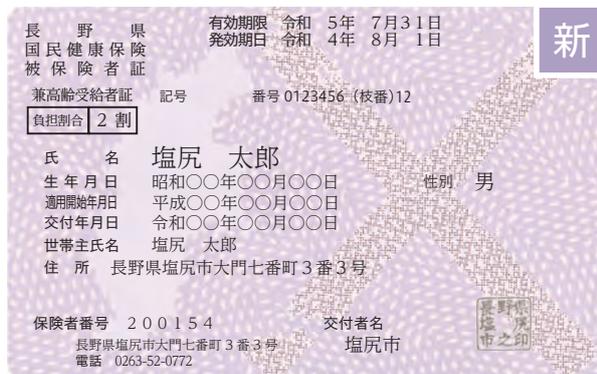
問 市民課国保年金係 直 0263⑤0772

## 7月中旬 発送

加入者全員へ

### 保険証を送付します

8月1日からお使いいただく新しい保険証をお送りします。70歳以上の人は、保険証に窓口負担割合が記載されています。保険証が届きましたら、記載内容の確認をお願いします。※現在ご使用中の保険証(うぐいす色)は、令和4年7月31日が有効期限となっています。



8月以降は藤色の保険証をお使いください。

## 7月上旬 発送

対象者へ

### 限度額適用認定証などの申請書を送付します

入院などの際に窓口での支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、8月1日が更新の時期です。7月上旬に右の送付対象者へ申請書をお送りしますので、引き続き交付を希望する人は申請をお願いします。※申請書をお送りした人以外で、認定証の更新や、新たに交付を希望する人はお問い合わせください。なお、70歳以上の人は所得区分によって交付されない場合もあります。

#### 申請書送付対象者

70歳未満	・令和4年2～4月に2回以上認定証を使用した人 ・令和4年5～6月に新規に申請した人
70歳以上	認定証を交付済みで、引き続き交付対象となる人

## 7月上旬発送

### 納税通知書を世帯主宛てに送付します

国民健康保険税は世帯主が納税義務者となるため、世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯主宛てに納税通知書をお送りします。納付方法によりお送りするものが異なりますので、通知が届きましたら確認をお願いします。納付方法には次の2つがあります。

■普通徴収 通知書に記載された口座から振り替えで納付していただくか、同封する納付書で納付していただきます。

■特別徴収 加入者全員が65歳以上の世帯は、原則として世帯主が受給する年金の支給に合わせ、年金から天引きで納付していただきます。



# 令和4年度 国民健康保険税の変更点

国民健康保険税の税率改定や新たな軽減制度をお伝えします。

## 変更点① 国民健康保険税の税率を変更しました

高齢化の進展により医療費などが増加しています。そのため、国保税を構成する「医療保険分」「後期高齢者支援分」「介護保険分」の所得割率、均等割額、平等割額の改定を行いました。

区分	医療保険分		後期高齢者支援分		介護保険分	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
所得割率	6.74%	6.48%	2.21%	2.28%	1.86%	1.99%
均等割額	23,100円	23,400円	7,900円	8,400円	7,900円	8,500円
平等割額	23,700円	23,900円	7,300円	7,600円	6,100円	6,800円

## 変更点② 未就学児の均等割軽減制度が創設されました

未就学児の均等割を半額に軽減する制度が創設されました。既に低所得世帯に対する軽減を受けている世帯は、未就学児の均等割のみ、軽減後の均等割をさらに半額に軽減します。

## 変更点③ 限度額(最高税額)が変更となりました

医療保険分および後期高齢者支援分の限度額(上限額)が引き上げられました。

医療保険分		後期高齢者支援分	
変更前	変更後	変更前	変更後
63万円	65万円	19万円	20万円

### 新型コロナウイルス感染症

## 減免制度のご案内

### 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

問 市民課国保年金係 直 520772

### 介護保険料

問 長寿課介護保険係 直 520285

※市外局番「0263」は省略しています。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について次の要件を満たす人は申請により保険税(料)が減免になります

#### ■保険税(料)が全額免除の対象となる人

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人

#### ■保険税(料)の一部減免の対象となる人

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①～③すべてに該当する人(介護保険料は①②に該当する人)

- ①主たる生計維持者の事業(営業、農業)や不動産、山林、給与収入で、その収入の種類ごとに見た令和4年中の収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること
- ③主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること

※詳細は保険税(料)と合わせて送付する通知や市ホームページ(<https://www.city.shiojiri.lg.jp/>)をご覧ください。